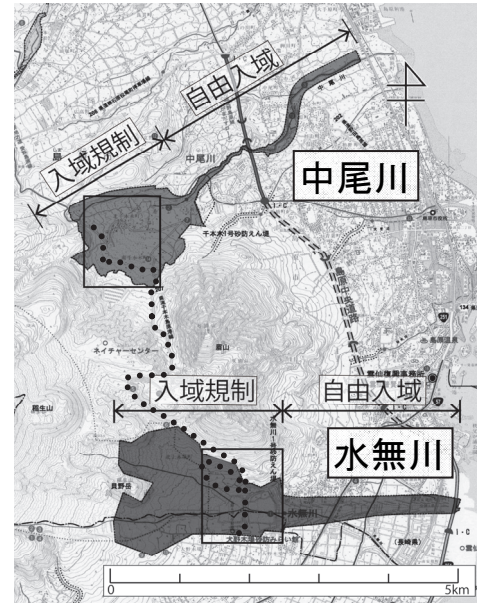


雲仙岳砂防指定地内におけるジオパークの利活用と安全管理

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 佐藤保之，目床順司，戸高智範，峰松知裕^{※1}
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 三木洋一^{※2}，○深澤浩，廣瀬隆浩，渡邊尚
^{※1}(現)遠賀川河川事務所
^{※2}(現)応用地質株式会社

1 はじめに

島原半島ジオパークは、平成 25 年(2013 年)に世界ジオパーク再認定審査を通過し、より一層の充実した活動の継続が望まれている。一方、島原半島ジオパークでは、雲仙岳東側に位置する水無川、中尾川の直轄砂防事業区域(雲仙岳砂防指定地)内に“災害と復興”をテーマとした平成噴火による地質スポットや被災遺構および下流を守るための砂防施設が位置しており、それらがジオサイトとして指定されている。しかし、雲仙岳砂防指定地内のジオサイト見学は、指定地内が一部工事中であること、および土石流下域に近接して通過する歩道等の安全面の理由により雲仙復興事務所が入域制限をしており、砂防指定地内利活用の安全な実施に向けた取り組み方策が課題となっている(図1)。そこで、本報告では、過年度作成したジオパークと調和的な砂防指定地利活用の実施計画を基に(萬徳ほか(2013))、ジオガイドによるジオサイト模擬見学会を開催したうえで、雲仙岳砂防指定地(水無川・中尾川流域)利活用のための基本事項を整理した。



2 ジオガイドによるジオサイト現地見学会

将来的な利活用の展開を念頭に、同日に実施した利活用関係者および行政からなる利活用懇談会の参加者を対象とした、ジオパーク認定ガイドによるジオサイト見学会の模擬検証を行い利用ルールや安全管理の現地検討を行った。

(1) ジオサイト現地見学会の概要

実施日：平成 26 年 2 月 28 日(金)
引率：ジオパーク認定ガイドによる随行者
参加者：各種利活用団体、長崎県、地元自治体、ジオパーク事務局、学識者、雲仙復興事務所
ルート：表1のとおり

(2) ジオサイト現地見学会における課題

参加者に見学内容に関するアンケートを実施した。以下に概要を整理する。

- ・ ジオサイトの特徴を踏まえた見学ルートであると好評であった。
- ・ 火砕流大露頭に関して、一般者には地層の説明がわかりにくい点もあるので、地層境界の表示方法等を工夫したわかりやすい解説が必要であるとの指摘があった。
- ・ 砂防堰堤直下の横断道路は、そこから見える景色が新鮮であるとの理由で好評であった(写真1)。
- ・ 通行における危険箇所が散見された。
- ・ ジオパーク認定ガイドの説明は資料や災害当時の状況の話を交え参考になった。
- ・ 入域者が増加してきた場合、ジオサイトが損傷を受ける恐れが想定される(火砕流露頭など)との指摘があった(写真2)。

以上より、ジオサイト見学における課題は、新たな危険箇所に対する対応、ジ

図1 雲仙岳砂防指定地範囲図
塗色：砂防指定地(6条指定)
点線：ジオサイト見学コース
箱囲み線：図2の拡大図位置
「入域規制」・「自由入域」の区間：3章参照
表1 ジオサイト見学箇所一覧

ジオサイト見学箇所(ジオサイトテーマ)	
1. 旧大野木場小学校(火砕流の脅威にまなぶ)	↓
2. 水無川2号砂防堰堤の横断(下流の生活を守る)	↓
3. 定点(火砕流が残した教訓)	↓
4. 柿の木坂(火砕流で失われた生活の跡)	↓
5. 北上木場農業研修所跡(火砕流の脅威にまなぶ)	↓
6. 火砕流大露頭(平成噴火で作られた地層)	↓
7. 建物跡の鉄骨(火砕流の脅威にまなぶ)	↓
8. 北千本木川3号砂防堰堤(下流の生活を守る)	

※1 見学ルート順 ※2 ①出発、⑤解散とする



写真1 現地見学会の状況
(見学コース：水無川第2砂防堰)

オサイトの保存管理、火砕流露頭の解説方法などが抽出された。

3 砂防指定地内の利活用にあたっての入域に関する基本事項

雲仙岳砂防指定地内の利活用にあたっての入域については、上記の現地見学会を含むこれまでの利活用に関する検討成果に基づいた「平成 25 年度雲仙岳砂防指定地利活用懇談会(平成 26 年 2 月 28 日)」の意見を受けて安全管理を含む利活用の基本事項を下記のとおり整理した(図 2)。なお、本報告でいう「入域」とは砂防指定地内に入る行為、「入域者」とは、入域を行う者を意味する。



写真 2 現地見学会の状況
(ジオサイト：千本木火砕流大露頭)

ア. 雲仙岳砂防指定地の利活用は、原則として「自己責任」に基づく利用とする。

「自己責任」に基づき安全対策の徹底とマナーの遵守を前提とした利用とする。

イ. 雲仙岳砂防指定地は、自由入域の区域と入域規制がおこなわれている区域がある。

雲仙岳砂防指定地は、自由に砂防指定地内に入域可能な自由入域区域と砂防指定地への入域が施錠や立入禁止看板等により規制された入域規制区域がある。水無川と中尾川の利活用範囲は、2流域とも下流区間(導流施設区間)を自由入域区域、ジオサイト見学コースとなっている上流域を入域規制区域の2区間とする。

ウ. 利用の内容によって事前届出等が必要な場合がある。

自由入域区域は事前届出の必要はないが、入域規制区域の利用は、土石流等が発生した場合の安否確認、連絡先などを確認するために、原則として雲仙復興事務所へ事前に「砂防指定地入域届出書」を行う。

入域規制区域内への入域にあたっては、ジオサイトの見学等が入域者の主目的となるため専門のガイドの随行、および安全管理の徹底のため、ヘルメットの着用を原則とする。

また、車両の乗り入れについては、決められたコースの通行と指定場所への駐車を原則とする。

エ. 大雨に関する情報の発令および地震発生時には、すみやかに砂防指定地内から退避することとする。

降雨時には土石流の発生するおそれがあるので、砂防指定地内において雨が降り始めた場合には、すみやかに砂防指定地の外へ退避する。また、降雨時および地震後は、砂防指定地内へ入らないものとする。

オ. 立入禁止看板や注意喚起看板を確認する。

砂防指定地内および周辺には、立入禁止看板や注意喚起看板が設置されているので、利活用にあたっては、十分に注意する。

カ. 砂防指定地内にゴミ等を捨てない。

砂防指定地内のゴミ等の持ち帰りを原則とする。また、不法投棄する者をみつけた場合は、警察や関係行政機関へ連絡する。

4 おわりに

水無川および中尾川の入域規制区域におけるジオサイト見学会は、今回の課題等を踏まえて、試行期間を経たうえで本格運用に移行していくことが望ましいと考える。

【参考文献】 萬徳昌昭・杉山光徳・峰松知裕・三木洋一・大矢幸司・中根和彦・深澤浩(2013)：ジオパークと調和した砂防指定地の利活用について—島原半島ジオパークを事例として—, 平成 25 年度砂防学会研究発表会概要集 A, p. A-38-A-39

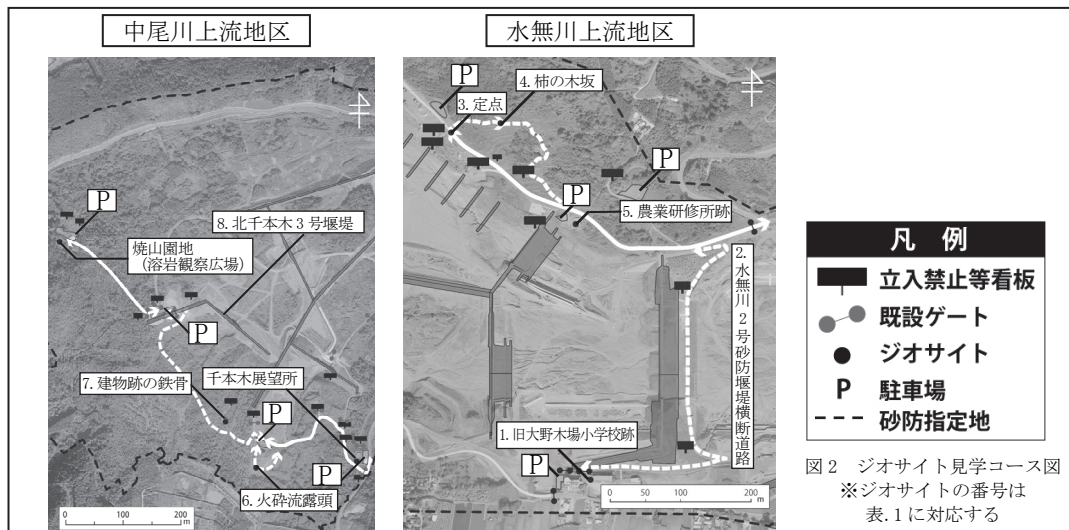


図 2 ジオサイト見学コース図
※ジオサイトの番号は表 1 に対応する